

那賀町薬剤師奨学金返還支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那賀町薬剤師奨学金返還支援金（以下「支援金」という。）の交付について、那賀町補助金等交付規則（平成17年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、奨学金の貸与を受けていた新卒の薬剤師又は南阿波定住自立圏の圏域（本町、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町）（以下「圏域」という。）以外の地域で勤務する薬剤師が、那賀町立医療機関に就職し、一定期間薬剤師の業務に従事した場合、その者が貸与を受けていた奨学金の返還額の全部又は一部を予算の範囲内で補助することにより、薬剤師の町立医療機関への就職を促進し、その定着を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学及び大学院
- (2) 奨学金 大学等への修学のために独立行政法人日本学生支援機構等が当該学生に対して貸与する資金で、貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいう。ただし、特定分野や企業等の人材確保、地域への定着を目的とするもので、返還の免除又は返還金の還付を受けられるものを除く。
- (3) 町立医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所であって、那賀町が設置及び管理する施設をいう。
- (4) 薬学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学において、薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修める者をいう。
- (5) 対象者 本支援金の交付を受けようとする者をいう。
- (6) 対象施設 那賀町が正規職員の薬剤師を募集するに当たり、当該薬剤師の勤務先として指定する町立医療機関であって、対象者が新たに勤務しようとする町立医療機関をいう。
- (7) 正規職員 那賀町職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）の適用を受ける職員をいう。
- (8) 医療機関・薬局等 法令上、薬剤師の配置が義務づけられている施設をいう。

(対象者の認定要件)

第4条 対象者の認定を受けようとする者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 次のア、イのどちらかを満たすこと。

ア 募集年度に大学等を卒業又は修了予定の薬学生で、同年度までに実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得又は取得する見込みであること。

イ 薬剤師免許を取得しており、圏域外で勤務していること。ただし、対象施設に就業する直前3年間に於いて、圏域内の医療機関・薬局等で勤務したことがないこと。

(2) 募集年度の翌年度の4月1日までに、新たに対象施設に薬剤師として就業する意思を有し、町の正規職員（薬剤師）採用試験（採用日が募集年度の翌年度の4月1日までのもの）（以下「採用試験」という。）の募集に対する申込みを行っていること。ただし、採用日において、満40歳以下であること。

(3) 大学等の在学中に次のア、イのどちらかに該当する奨学金の貸与を受けており、返還残額があること。

ア 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金

イ ア以外の貸与型奨学金で、返済免除条件がない又は貸与者が返還免除条件を満たす見込みがないと認められるものであって、町長が適当と認めるもの。

(4) 奨学金返還を開始している場合、返還の滞納がないこと。

2 本支援金は、他の地方公共団体や企業等が実施する奨学金返還支援制度と併用することができる。

（対象者の申請）

第5条 対象者の認定を受けようとする者は、**支援金対象者認定申請書（様式第1号）**（以下「認定申請書」という。）を対象者の募集期間中に町長に提出しなければならない。

（対象者の認定）

第6条 町長は、**前条**の規定により認定申請書の提出があった場合は、審査を実施し、対象者を認定したときは、**支援金対象者認定通知書（様式第2号）**（以下「認定通知書」という。）により、認定した対象者（以下「認定者」という。）に通知するものとする。

2 認定者は、採用試験に合格し、認定通知書に記載された対象施設への就業期限までに、対象施設に正規職員の薬剤師として就業しなければ、その認定を無効とする。

（交付対象期間）

第7条 支援金の交付対象期間は、認定者が、対象施設に就業した日（認定者が就業した時点で奨学金の返還が開始されていない場合は、返還が開始された日）を起点として、当該日の属する月から起算して、貸与を受けていた奨学金の返還期間のうち、20年を超えない期間とする。

2 **前項**の規定にかかわらず、認定者が産前・産後休暇、育児休業その他町長が認める事由により、奨学金の貸与団体において奨学金の返還期限の猶予が承認された場合は、当該猶予期間又は3年間のいずれか短い期間を上限に、交付対象期間を延長することができる。

（支援金額）

第8条 支援金額は、認定者が貸与を受けていた奨学金の返還額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。以下同じ。）とする。

2 **前項**の支援金額は、**第4条第2項**の規定により本制度と他の奨学金返還補助制度と併用する場合、対象となる奨学金の返還額から、他の制度の助成金額を控除した額とする。ただし、町長が、**第2条**に掲げる目的の達成に資すると認めたものについては、この限りではない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、支援金総額の上限は、14,160,000円とする。ただし、支援金の交付算定対象となった月数の累計（以下「交付累計月数」という。）が72に達するまでの期間において、支援金の月額が130,000円未満の月がある場合は、130,000円から当該支援金の月額（支援金の月額が100,000円未満の場合は100,000円）を控除した額の同期間における各月の合計に相当する額を、14,160,000円から控除した額を上限とする。
- 4 支援対象経費の算定基準となる奨学金の返還総額は、認定者が第11条に規定する交付要件に該当するに至った時点で返還していない奨学金の額とする。
- 5 支援金の月額は、前4項の規定により算定した支援金額を、交付対象期間の月数で除した額（奨学金の残額が生じなくなった場合は、第1項にかかわらず交付対象期間が終了したものとして扱う。）とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、支援金額の月額上限は130,000円（交付累計月数が72に達した後は100,000円）とする。なお、対象となる奨学金の1回の返還額が130,000円（交付累計月数が72に達した後は100,000円）を超える場合であっても、年額1,560,000円（交付累計月数が72に達した後は1,200,000円）を上限として交付の対象とする。
- 7 奨学金の返還を複数月分一括して行う場合、当該返還に係る期間の始期から終期までを交付対象期間とする。
- 8 支援金の額は、予算の範囲内において交付するものとする。

（認定者の届出等）

第9条 認定者は、認定期間中又は交付対象期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、届出書（様式第3号）により、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 対象者の認定条件を満たさなくなったとき。
- (2) 休職、復職、退職又は転職したとき。
- (3) 支援金の交付を辞退しようとするとき。
- (4) 第7条第2項に掲げる場合が生じたとき及び同項に規定する猶予の変更又は取消があったとき。
- (5) 奨学金の貸与団体から、奨学金の全部又は一部について返還免除を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。

（認定の取消し）

第10条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取消し等の措置を行うものとする。

- (1) 対象者の認定要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
 - (2) 認定又は支援金の交付を辞退しようとするとき。
 - (3) 虚偽の申請若しくはその他不正行為を行い、支援金の交付を受け、又は受けようとしたことが明らかとなったとき。
 - (4) その他対象者としてふさわしくないと町長が認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、支援金対象者認定取消通知書（様式第4号）により、当該対象者に通知しなければならない。
 - 3 認定を取り消された者であっても、町長が認めたときは、再度当該認定の申請をすることが

できる。

(交付要件)

第 11 条 支援金の交付を受けようとする者は、交付対象期間中、[次の各号](#)に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 認定者であること。

(2) 対象施設に正規職員の薬剤師として就業していること。

(3) 貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと及び暴力団と密接な関係を有していないこと。

(5) 町税その他町が徴収する負担金、利用料、保険料等を滞納していないこと。

(6) 就業後、町が策定又は認めるプログラムに基づく研修を受講すること。

2 支援金の交付を受けようとする者は、交付累計月数の 1.5 倍以上（交付累計月数が 9 年未満かつ交付累計月数の 1.5 倍が 9 年以上となる場合は 9 年、交付累計月数が 9 年を超える場合は交付累計月数）の期間（以下「必要就業期間」という。）を就業期間として、対象施設に勤務すること。

3 認定者に他の町立医療機関での勤務を命じる等、町長が特に必要と認めるときは、対象施設以外での就業期間を必要就業期間に算入することができる。

4 認定者が対象施設に就業後、連続して 1 か月以上の休暇を取得した場合その他対象施設に連続して 1 か月以上勤務しなかった場合の当該期間は、必要就業期間に含まないものとする。ただし、町長が、公務災害その他の事由による休暇取得等であって、当該休暇等の期間を必要就業期間に含まないことが不合理であると認めた場合はこの限りではない。

(交付申請)

第 12 条 認定者は、規則第 3 条に規定する支援金の交付申請をするときは、交付対象期間の年度ごとに、町長が別途定める日までに、[支援金交付申請書（様式第 5 号）](#)（以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 交付申請書の返還月額及び返還年額は、原則として、認定申請書に記載した返還（予定）残額を記入することとし、認定者個人の事情により、返還月額及び返還年額を認定申請書に記載した金額から変更することは認めないものとする。

(交付決定)

第 13 条 町長は、規則第 4 条に規定する支援金の交付決定をするときは、[支援金交付決定通知書（様式第 6 号）](#)により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第 14 条 認定者は、規則第 5 条に規定する補助事業の内容の変更（町長が認める軽微な変更を除く）又は補助事業の中止若しくは廃止の承認申請をするときは、[補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 7 号）](#)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、[前項](#)の承認をするときは、[補助事業変更（中止・廃止）承認書（様式第 8 号）](#)により

通知するものとする。

(実績報告)

第 15 条 認定者は、規則第 8 条に規定する支援金の実績報告をするときは、交付対象期間の年度ごとに、補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、支援金実績報告書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 16 条 町長は、規則第 9 条に規定する支援金の額の確定をするときは、支援金額確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 17 条 前条の通知を受けた認定者が支援金の交付を請求しようとするときは、支援金交付請求書（様式第 11 号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第 18 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の額の確定の有無にかかわらず、規則第 12 条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、当該認定者に対し、規則第 13 条の規定により交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 認定者が、第 11 条に定める要件を満たさなくなったことが明らかになったとき
- (2) 認定者が、規則若しくはこの要綱の規定又は規則若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反したとき
- (3) 認定者が、法令に違反するなど、支援の対象者として不適切であると認めたとき

(加算金及び延滞金)

第 19 条 認定者は、前条の規定による支援金の交付の決定の取消しに関し、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 支援金の交付を複数年度にわたって受けている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する支援金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、認定者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

4 認定者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金

の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第20条 町長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、その事由が継続する期間に限り、支援金の返還の履行を猶予することができる。

(返還の免除)

第21条 町長は、第11条第2項に規定する要件を満たさないことにより交付決定を取り消し、交付を受けた支援金の返還を命ずる場合、交付を受けた支援金の合計額に、対象施設での就業期間の月数を乗じて、必要就業期間の月数で除して得た額以内の額の返還の履行を免除する。

2 前項に規定する場合を除き、町長は、認定者の必要就業期間中の業務に起因した死亡、当該業務に起因する心身の故障その他やむを得ない理由により、第11条第2項に規定する要件を満たさなくなった場合は、当該認定者に係る支援金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。